

○京丹後市こども家庭センター設置要綱

令和6年3月29日

告示第91号

(趣旨)

第1条 この告示は、子ども、妊産婦及び子育て家庭の福祉及び健康の保持増進に関する包括的な支援を実施することを目的に京丹後市こども家庭センター（以下「センター」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(センターの設置)

第2条 センターは、こども部子育て支援課内に置くものとする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第2項各号に規定する業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条各号に規定する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(センターの職員)

第4条 センターにセンター長、統括支援員その他必要な職員を置く。

2 センター長は、こども部子育て支援課長をもって充てる。

(相談室の設置)

第5条 センターにこども家庭相談室（以下「相談室」という。）を置くものとする。

(相談室の職員)

第6条 相談室に家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（以下「社会福祉主事」という。）及び家庭相談員を置く。

2 社会福祉主事は、家庭児童福祉に関する専門的技術が必要とする業務及び相談指導業務を行う。

3 家庭相談員は、家庭児童福祉に関する専門的技術が必要とする相談業務を行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。